

地方消費税の引き上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費

地方消費税交付金 614,400千円のうち

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 335,128 千円

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,583,086 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

款	項	目	事業費	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県 支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金(社 会保障財源 化分)	その他	
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	249,347	18,616		84,811		145,920	
		3.老人福祉費	659,265	2,878		32,318	115,425	508,644	
		4.社会福祉施設費	18,010			1,490		16,520	
		5.人権・同和対策費	7,861	425				7,436	
		6.重度障害者医療対策費	82,573	33,956		14,000		34,617	
		7.障害者対策費	947,710	690,550		10,764	45,572	200,824	
		8.介護保険対策費	476,774			10,000	86,332	380,442	
		9.地域支援事業費	137,571	3,758		130,015		3,798	
	2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	46,411	7,619		1,501		37,291	
		2.児童措置費	628,830	455,227				173,603	
		3.子ども医療対策費	76,352	36,405		400		39,547	
		4.ひとり親家庭等医療対策費	18,538	8,848		700		8,990	
		5.民間保育所費	467,332	313,587		38,877		114,868	
		6.一般保育所費	425,077	25		46,070	70,095	308,887	
		7.広域保育所費	13,997	9,082		1,296		3,619	
		9.放課後児童対策費	72,565	44,687				27,878	
	3.生活保護等対策費	1.生活保護等総務費	64,411	15,514				48,897	
		2.扶助費	693,420	538,443				154,977	
	4.衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	161,760	5,807		31,089		124,864
			2.予防費	110,432	5,347		861		104,224
3.健康増進対策費			54,487	3,945		6,392		44,150	
6.食育対策費			3,413	407		17		2,989	
10.教育費	1.教育総務費	2.事務局費	138,687	42,531		431	17,705	78,020	
合 計			5,583,086	2,252,742	0	411,033	335,128	2,584,183	

※ 本表は、「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき作成するものであり、消費税引上げ分について、社会保障政策に要する経費へ充当していることを明示するものである。